

平成 22 年 5 月 1 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19730002

研究課題名（和文）情報化社会における自律的主体の形成と統治構造の変容

研究課題名（英文）The Formulation of Autonomous Subject and the Transformation of Governance Structure in the Information Age

研究代表者

大屋 雄裕 (Takehiro OHYA)

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00292813

研究成果の概要（和文）：情報化が国家の統治システムと個人の主体性に及ぼす影響について理論的検討を行なった。特に、監視システムの社会への浸透と相互結合が自己決定的な個人のあり方にどう影響するかを分析した。国家による監視の量を個人の自由と直結させる従来の一次元的モデルを批判し、国家・個人と中間団体の相克関係が監視社会論について持つ意義を明らかにするとともに、個人の自律性に対して重要な分析枠組としての事前規制／事後規制という区分を確立した。

研究成果の概要（英文）：Made theoretical investigation on the effect of developing information technology both on the governance system of state and the autonomy of each person. Especially focused on the influence of infiltration and mutual connection of surveillance system into society on the existence of self-decisional person. Criticized the traditional one-dimensional model which directly connects the quantity of state surveillance with personal liberty, clarified the importance of conflict between state, person, and intermediate organizations on the study of surveillance society, and established the important investigative framework on the personal autonomy as the regulation ex ante and ex post.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	330,000	1,930,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：法哲学・法理学

1. 研究開始当初の背景

本研究は、情報化社会において発達しつつある情報技術、なかでも(1)さまざまな監視とそれにより収集された情報を体系化する技術がどのような特徴を持っているか、(2)それが社会の基礎をなす「自律的な個人」という概念にどのような影響をもたらすか、(3)個人が自律的であることを前提に運営されてきた国家の統治構造にどのような影響をもたらすかという問題について分析するとともに、それらの影響に対する一定の規範的評価を行なうことを目的とした。

(1)従来の監視論の問題点 情報化が社会に変化をもたらしうることについては、「IT革命」というもはや陳腐化したスローガンにも典型的に示されているように、広く認識されるようになってきた。そのなかで、最近特に問題とされているのはさまざまな監視装置とそれによって収集した情報を総合的に蓄積・分析するためのシステムが国家により導入され、強化されている点である。この点に関する先行研究としては、9・11(航空機自爆テロ事件)以降の監視強化を問題視した David Lyon, *Surveillance after September 11*, Blackwell, 2003、日本ではNシステムや街頭の監視カメラと住民基本台帳制度を関連づけて国家の管理強化を批判した 田島泰彦・斉藤貴男・山本博(編著)『住基ネットと監視社会』日本評論社、2003などが挙げられる。

しかし、実際には監視を強化しているのは国家だけではない。企業や商店街などの中間団体も含まれるし、個人が自らの利益を守るために監視を強化しているケースも多く見られる。また、個人の安全や利益を守るために設置されている監視システムも多い。その意味で、国家による監視を個人に対する規制の強化とのみ捉えて問題視する従来の研究は一面的に過ぎる。大屋雄裕「情報化社会における自由の命運」ではこれらの問題点を指摘した上で、監視を通じた欲求の先取りによって個人の主体性が損なわれることこそが本質的な問題だと指摘した。

(2)情報化と自律的個人 「個人」が当初から自律的主体として存在するのではなく、社

会的な諸制度の影響を受けて生み出されてくるものであることについては、共同体論(communitarianism)やフェミニズムにおいて多くの論者が指摘してきたところであり(たとえば Michael Sandel, "The Procedural Republic and the Unencumbered Self," *Political Theory*, vol. 12, 1984, pp. 81-96)、社会制度についても、社会の中で自律的個人がどのように生み出され、扱われるようになるかという問題《主体性論》を前提として論じなくてはならない。

すでに 大澤真幸『電子メディア論：身体のメディア的変容』新曜社、1995、あるいは 廣瀬克哉「『情報革命』と権力：覇権化・アナキー化・民主化の相克」井上達夫 他(編)『岩波 新・哲学講義 7 自由・権力・ユートピア』岩波書店、1998、pp. 125-164 などが、情報化社会における「個人」のあり方の変化について考察しているが、現在の情報技術の変化を十分に踏まえたものとは必ずしも言えず、情報技術が法システム・政治システムに及ぼす影響を与えるかという視点《法情報学》と結合させた研究が望まれるところであった。

(3)国家の統治構造への影響 さらに本研究では、以上のような問題が特に「国家」という存在とその機能にどのような影響を及ぼすかという点に注目する。国家とは、言うまでもなく現在の社会の主要な決定要素であり、法学・政治学が特に注目する存在である。それが社会における個々人のあり方に与えている影響も大きいが、逆に「個人」のあり方が変容すれば、ひとりひとりの人間が自律的な個人であることを前提として成立している国家やその統治システムにも変化が発生せざるをえない。

本来、社会における国家について論じるためには、国家自身は何を行なうか・何を正しいとするかについて決定した内容(立法・司法)についてだけではなく、それによって他の主体に対し現実にどのような効果が発生したかという機能的な観点が必要である。そこで、決定された政策が実際に効果を発揮することを「統治」という概念で捉え、有効かつ効率的な統治が実現するためにはどのよう

な要素が必要なのか《統治性論》を検討し、その中で個人の変容が持つ意味を検証した。統治の有効性・効率性については行政学や政策学における経験的研究が存在するが、必ずしも理論的に洗練されてはおらず、また「個人」のあり方自体が変化するというような根元的な問題意識を踏まえているわけではない。

2. 研究の目的

本研究では、(1) 監視を含む情報技術と「個人」のあり方の関係と、(2) そこで生じた「個人」の変容が国家の統治に対して及ぼす影響について、理論モデルの具体化および検証に取り組んだ。

まず、「個人」のあり方に関する哲学的・理論的研究から導かれる社会と個人のあいだの相互関係を、情報化社会論の中に位置づけて分析するための理論を構築した。情報化社会と主体性の関係については、現在生じている問題に関する国際的な比較も行ない、具体性を高めた。

次に、主体性論と統治の関係について、法哲学的な理論に基づくモデルを具体的に構築したのち、現実の行政制度・行政手法の考え方に照らし合わせ、結合させることを通じて、より実践的な帰結を引き出せるだけの理論的な基盤を構築した。

監視に関する従来の研究が、国家と個人を対立する二極と捉えているために社会の安全・安心と個人のプライバシーのどちらを優先すべきかという不毛な二極対立に陥ってきた点、またそこにおいて個人がさまざまな社会制度から独立に、それ自体として無前提に存在しているかのように想定している幼稚な主体性論に安住してきた点を批判的な視点から再検討しており、非常に特色あるものとする。本研究の結果として、現代社会において不可欠のものとして利用されつつある監視の技術を適切に・個人に害をなすべく与えないような形で利用するための指針を導くことができるものと期待され、それは科学技術の社会的コントロールのあり方を論じる上でも重要な意義を持つものとする。監視と個人の主体性の問題を結びつけて考察した上で、それが国家の統治構造に及ぼす

影響について論じるという視点も、独自性の高いものである。従来の法哲学において主として注目されてきたのは立法と司法の領域であり、決定と機能の間を埋める遂行(行政)に対する分析は不足してきた。その点に注目した研究を行なうことにより、この分野に対する知見が得られるだけではなく、法哲学の理論体系全体に対する問い直しが可能になるだろうし、哲学的・社会的な他者論を現実の法・政治システムの問題に結びつけるという意味において、学際的な価値も高いものであると考える。

3. 研究の方法

情報化が国家の統治システムと個人の主体性に及ぼしつつある影響について調査を行ない、情報を集積する。具体的には、様々な監視技術・監視システムが社会へ浸透し相互に結合されることによって個人のあり方が総合的に把握されるという問題につき、そういったシステムの活用例、肯定側・否定側双方の意見・論拠に関する調査を行なって考察の基盤とするとともに、妥当性評価に関する理論的研究を行なった。

実態調査および情報集積のために、情報記録・処理を行なうためのコンピュータの能力強化を行ない、ネットワーク接続型の大容量記憶装置を導入した。事例調査には活字媒体だけではなく、インターネット上の各種のリソースを活用して効率的な研究を行なった。また、アメリカの裁判例についてはLEXIS/NEXIS、日本の裁判例についてはLex/DBなどの有償法判例データベースを活用して調査を行なった。

さらに、理論的な側面では従来型の統治手法の問題点とその対策、情報化社会における主体のあり方に関する研究を行なうほか、統治手法の効率性・正当性評価に関する行政学・行政法学の知見を調査した。

従来、法哲学においては政府における立法・司法分野が主に考察される傾向があり、行政分野における政策遂行の局面が必ずしも注目されてこなかったため、その観点までを含めた「統治」の問題としてその評価可能性を論じるために、既存の行政分野の研究との関連性について考察した。

4. 研究成果

情報化が国家の統治システムと個人の主体性に及ぼしつつある影響について調査を行ない、理論的検討を行なった。具体的には、さまざまな監視技術・監視システムが社会へ浸透し相互に結合されることによって個人のあり方が総合的に把握されるという問題につき、そういったシステムの活用例、肯定側・否定側双方の意見・論拠に関する調査を行ない、その妥当性評価に関する理論的研究を行なった。

特に、国家による監視が多いか少ないかによって個人の自由が制約されるという従来の一次元的モデルを批判し、国家・個人と中間団体の相克関係というむしろ古典的な法哲学のモデルが監視社会論について持つ意義を明らかにした点、また監視の量よりもその使われ方が個人の自立性という観点からは重要であることを明らかにした点は、当該分野において前例のない指摘であり、画期的な成果であったと評価できる。

監視の利用法を評価する基準として大きく事前規制のための利用と事後利用のための利用を区別したこと、それぞれの長短について実際の例を元にある程度具体的に検討したこと、またそれぞれについて許容されるべき基準の要素（たとえば被治者の認識と同意、離脱可能性、潜在するリスクとその重大さ）を明らかにすることによって、国家による監視手段の活用や、中間団体による監視手段への規制について、その可能性と限界を検討する枠組を構築することに成功した。単に理論的検討が詳細であるというだけでなく、このような現実の社会制度の検討に向けた応用可能性については、実務家からも高い評価を得ている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

①大屋雄裕「透明化と事前統制／事後評価」『ジュリスト』1394号、2010年、37—42頁、査読あり。

②Takehiro OHYA, "Twisted Diet: A Failure in Legislating Politics in Japan", *Legisprudence*, vol. 2, no. 3, 2009, pp. 253-269, refereed.

③Takehiro OHYA, "On the Scarcity of Civil Litigation in Japan: Two Different Approaches and More", *Acta Juridica Hungarica*, vol. 49, no. 3, 2009, pp. 340-350, refereed.

④大屋雄裕「監視と自由の関係：事前規制と事後規制の違いを中心に」『警察学論集』61巻8号、2008年、111—124頁、査読あり。

⑤大屋雄裕「分散する規制、分散する主体」『Mobile Society Review 社会心理』11号、2008年、6—13頁、査読あり。

〔学会発表〕（計5件）

①大屋雄裕「松原芳博「リスク社会と刑事法」へのコメント」日本法哲学会学術大会、2009年11月15日、関西大学。

②大屋雄裕「オープンソースライセンスと日本の法の精神」オープンソースカンファレンス2009 Nagoya、2009年8月22日、名古屋市立大学。

③大屋雄裕「透明化と事前統制／事後評価」科学研究費補助金「日本法の透明化」領域シンポジウム、2009年7月25日、京王プラザホテル。

④大屋雄裕「Can or Must?: 新しいメディアをいかに統制するか」日本映像学会全国大会シンポジウム、2009年5月31日、名古屋大学。

⑤大屋雄裕「監視と自由の関係：事前規制と事後規制の違いを中心に」警察政策フォーラム「自由と安全・理論と実務の架橋」、2008年3月23日、慶應義塾大学。

〔図書〕（計4件）

①大屋雄裕「自由か幸福か、それとも自由という幸福か」加藤秀一編『自由への問い8生：生存・生き方・生命』岩波書店、2010年刊行予定（原稿受理済）。

②大屋雄裕「情報化社会の個人と人権」愛敬浩二編『人権論の再定位2 人権の主体』法律文化社、2010年刊行予定（原稿受理済）。

③大屋雄裕「電子化された社会とその規制・電子化された社会と法制度」渡部明・長友敬一他『人間論の21世紀的課題7 情報とメディアの倫理』ナカニシヤ、2008年、50—74頁。

④大屋雄裕『自由とは何か：監視社会と「個人」の消滅』筑摩書房、2007年、総214頁。

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/person/t-ohya>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大屋 雄裕 (Takehiro OHYA)

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00292813